

会派が配分を決定できるようにする条例改正の状況

資料 2

| | 改正前 | 現行 |
|---------------------------|---|--|
| 会派の 規定 を改正 | 愛知県 全額(所属議員1人当たり月額50万円)を会派に交付 【1件3万円以上(人件費除く)の領収書等の写添付】 | 会派が50万円を会派配分額と所属議員配分額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成23年5月1日施行) |
| | 石川県 全額(所属議員1人当たり月額30万円)を会派に交付 【領収書等は会派が保管】 | 会派が30万円を会派交付額と所属議員交付額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用) |
| 議員分 の規定 を改正 | 熊本県 全額(議員1人当たり月額30万円)を議員に交付 【領収書等は議員が保管】 | 会派が30万円を会派交付額と所属議員交付額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用) |
| | 福井県 会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額20万円)を議員に交付 【全ての領収書等の写を添付】 | 会派及び議員に対する交付総額を1人月額30万円とする 会派が30万円を会派配分額と所属議員配分額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 (平成22年4月1日適用) |
| 会派分及 議員分 の規定を 改正 | 大阪府 会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額49万円)を議員に交付 【会計帳簿等の写添付】 | 会派及び議員に対する交付総額を1人月額59万円とする 会派が59万円を会派交付額と所属議員交付額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 (平成21年4月1日適用) |
| | 兵庫県 会派分(所属議員1人当たり月額20万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額30万円)を議員に交付 【1件5万円以上(事務所費・事務費・人件費除く)の領収書等の写添付】 | 会派及び議員に対する交付総額を1人月額50万円とする 会派が50万円を会派交付額と所属議員交付額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成23年6月11日適用) |
| 条例制定 当初から | 滋賀県 会派分(所属議員1人当たり月額10万円)を会派に交付 議員分(1人当たり月額20万円)を議員に交付 【1件1万円以上の領収書等の写添付】 | 会派及び議員に対する交付総額を1人月額30万円とする 会派が30万円を会派配分額と所属議員配分額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 【全ての支出について領収書等の写を添付】 (平成21年4月1日適用) |
| | 神奈川県 交付総額は議員1人当たり月額53万円 会派が53万円を会派配分額と所属議員配分額とに区分し、議長に届出 会派が区分した額を会派及び議員に交付 | |